

旭市立保育所 I C Tシステム導入運用業務に係る公募型プロポーザル 審査実施要領

1 目的

この要領は、公募型プロポーザル方式により、旭市立保育所 I C Tシステム導入運用業務に係る契約候補者を厳正かつ公平に選定するため、審査の方法、評価基準その他必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領において「公募型プロポーザル」とは、あらかじめ業務の概要、参加資格、評価方法等を公表し、参加を希望する者から参加申込書、企画提案書、参考見積書その他必要な書類の提出を求め、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を総合的に審査し、本業務の履行に最も適した者を契約候補者として選定する手続をいう。

3 対象業務

(1) 業務名

旭市立保育所 I C Tシステム導入運用業務委託

(2) 業務内容

旭市立保育所 I C Tシステム導入運用業務委託調達仕様書のとおり

4 審査委員会

(1) 企画提案書等の審査及び評価を行うため、別に定める旭市立保育所 I C Tシステム導入運用業務に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要領に基づき、旭市立保育所 I C Tシステム導入運用業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(2) 審査委員会は、市職員のうちから選任した委員 6 人をもって構成する。なお、委員名簿は、審査の公平性及び公正性を確保するため、非公表とする。

(3) 審査委員は、審査に当たり、公正かつ公平に評価を行わなければならない。

(4) 審査委員は、審査の過程で知り得た情報を他に漏らしてはならない。

5 審査の方法

審査は、第 1 次審査及び第 2 次審査により実施する。

(1) 第 1 次審査

第 1 次審査は、提出された書類により、認証・認定資格等の取得状況、契約実績及び運用実績について、事務局が別紙審査基準表に基づき採点する。

なお、第 1 次審査における評価項目は、次に掲げる事項に限るものとする。

ア 認証・認定資格等の状況

(ア) ISO/IEC 27001 を取得していること。

(イ) ISO/IEC 27017 を取得していること。

イ 契約実績

契約実績に係る自治体数に応じ、別紙審査基準表に基づき採点する。

ウ 運用実績

運用実績に係る施設数に応じ、別紙審査基準表に基づき採点する。

(2) 第 2 次審査 A

第2次審査Aは、提出された参考見積書について、事務局が別紙審査基準表に基づき採点する。

(3) 第2次審査B

第2次審査Bは、企画提案書等の内容並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容について、審査委員が別紙審査基準表に基づき採点する。

なお、審査に当たっては、別紙審査基準表に定める評価項目及び採点基準により、提案内容を総合的に評価するものとする。

(4) 第1次審査及び第2次審査Aの採点結果は、第2次審査Bの採点終了後、審査委員会に報告する。

6 プレゼンテーション及びヒアリング

(1) プレゼンテーション及びヒアリングは、次のとおり実施する。

日時：令和8年8月21日（金） 午後1時15分（予定）

場所：旭市役所 会議室 203

(2) 1者当たりの実施時間は、次のとおりとする。

プレゼンテーション：40分以内

ヒアリング： 20分以内

(3) プレゼンテーションは、提出された企画提案書に沿って行うものとし、企画提案書の内容、提案の特徴、導入効果、運用イメージその他補足説明を行うものとする。

(4) プレゼンテーションにおいては、原則として、提出済みの企画提案書以外の資料を使用することはできない。ただし、提案システムの操作性等を説明するために必要な範囲で、提案システムの画面表示又はデモンストレーションを行うことは妨げないものとする。この場合においても、提出済みの企画提案書の内容を超える新たな提案を行ってはならない。

(5) デモンストレーションに必要な機器、通信環境その他必要な準備は、原則として企画提案者の責任において行うものとする。また、デモンストレーションに係る準備、説明及び操作は、プレゼンテーション時間内に行うものとし、機器又は通信環境の不具合等を理由とする時間の延長は、原則として認めない。

(6) プレゼンテーションでは、別紙審査基準表に掲げる評価項目に沿って、特に次に掲げる事項について説明するものとする。

ア 本市の調達目的に対する理解、保育現場及び保護者が抱える課題を踏まえた提案内容、提案の全体像、基本的な考え方並びにアピールポイントに関する事項

イ 利用者及び職員にとってのメリット、並びに保護者及び保育士双方にとっての使いやすさに関する事項

ウ 登降園時刻の打刻、修正及び確認の容易性、保護者からの出欠席等の連絡、園からのお知らせ配信その他保護者連絡機能に関する事項

エ 必要な情報の見やすさ、園児情報等の管理、帳票出力、Excel等への出力その他システム機能に関する事項

オ システムの導入による職員の事務負担及び作業時間の軽減、定型文、複写、テンプレート等による入力支援、各種計画及び記録の連動による重複入力の削減、並びに紙、電話、手作業で行っている業務の削減に関する事項

カ 導入までのスケジュールの分かりやすさ及び実現可能性、初期設定、データ登録等の導入時支援、実際の業務に役立つ職員向け研修の内容、並びに導入時に保育現場で想定される課題及びその対応策に関する事項

キ 全ての保育所及び保護者等からの問合せに対応できる体制、障害やトラブルが発生した際の速やかな対応及び復旧体制、想定されるトラブルへの対応策、並びに万一のトラブル時における

誠意ある対応方針に関する事項

- ク 不正アクセス及び情報漏えいを防ぐための対策、端末紛失等があった場合の対応、データ消失防止のためのバックアップ及び復元対策、並びに契約満了時のデータ等の引継ぎに関する事項
- ケ 十分な実績に基づく根拠ある提案であること、システム導入に必要な人員、経験及びスキルを有していること、並びに国の制度改正やシステムのバージョンアップへの対応体制に関する事項
- コ 必須条件以外の独自提案が、保護者及び保育所職員にとって有益なものとなっているかに関する事項

7 評価項目及び採点基準

評価項目、配点及び採点基準は、別紙審査基準表のとおりとする。

なお、審査委員は、企画提案書等の内容並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容を踏まえ、別紙審査基準表に基づき総合的に評価するものとする。

8 得点の算出方法

- (1) 第1次審査及び第2次審査Aの得点は、事務局が別紙審査基準表に基づき算出する。
- (2) 第2次審査Bの得点は、各審査委員が別紙審査基準表に基づき100点満点で採点し、審査委員6人の採点結果を合計して算出する。
- (3) 第2次審査Bの満点は、審査委員1人当たり100点、審査委員6人の合計600点とする。
- (4) 審査委員がやむを得ない理由により第2次審査Bを欠席した場合は、当該審査委員の採点は行わない。この場合において、第2次審査Bの得点は、出席した審査委員の採点結果の合計を出席委員数で除して得た点数に6を乗じて算出するものとする。
- (5) 前項の場合において、第2次審査Bを実施するために必要な出席委員数は、審査委員の過半数である4人以上とする。出席委員数が4人に満たない場合は、第2次審査Bを実施しないものとし、審査委員会において改めて実施日等を決定する。
- (6) 第2次審査Bにおいては、同一の審査委員が全ての企画提案者のプレゼンテーション及びヒアリングを審査することを原則とする。
- (7) 各審査の配点及び総合得点の満点は、別紙審査基準表のとおりとする。
- (8) 得点の算出に当たり小数点以下の端数が生じた場合は、小数点第1位を四捨五入して算出する。
- (9) 企画提案者の総合得点は、第1次審査、第2次審査A及び第2次審査Bの得点を合計した点数とする。

9 契約候補者の選定方法

- (1) 審査委員会は、総合得点が最も高い企画提案者を、本業務に最も適した者として契約候補者に選定する。ただし、最低基準点を800点満点中480点とし、総合得点が最低基準点に満たない者は、契約候補者として選定しない。
- (2) 総合得点が同点の企画提案者が複数ある場合は、審査委員会の協議により、本市の導入目的及び課題への理解、提案内容の実現性、システム機能、操作性、業務効率化、導入支援、運用保守、情報セキュリティ、実施体制、導入実績、価格その他必要な事項を総合的に勘案し、契約候補者を選定する。
- (3) 企画提案者が1者のみの場合であっても、総合得点が最低基準点以上である場合に限り、契約候補者として選定することができる。
- (4) 契約候補者との協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、次点者を契約候補者として選定し、協議を行うことができる。

10 審査結果の通知

審査結果は、審査終了後、各企画提案者に対し、書面により通知するものとする。

11 その他

この要領に定めるもののほか、審査の実施に関し必要な事項は、審査委員会において協議の上、決定する。

附則

1 施行期日

この要領は、令和8年7月10日から施行する。

2 失効

この要領は、旭市立保育所ICTシステム導入運用業務委託に係る契約の締結をもって、その効力を失う。